

鳥取県西部広域行政管理組合議会委員会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年3月10日

鳥取県西部広域行政管理組合

管理者 米子市長 伊 木 隆 司

鳥取県西部広域行政管理組合条例第4号



鳥取県西部広域行政管理組合議会委員会条例の一部を改正する条例

鳥取県西部広域行政管理組合議会委員会条例（平成21年鳥取県西部広域行政管理組合条例第2号）の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

| 改            | 正   | 後  | 改  | 正  | 前 |
|--------------|---|--|--|--|---|
| (趣旨)         |   |  | (趣旨)   |  |   |
| 第1条          | この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号） <u>第292条の</u><br><u>規定により準用する同法（以下「準用地方自治法」という。）</u> 第10<br>9条第9項の規定に基づき、鳥取県西部広域行政管理組合議会（以<br>下単に「議会」という。）の委員会に <u>関し必要な事項を定めるもの</u><br>とする。 | この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号） <u>第292条</u><br><u>という。）</u> 第292条第9項の規定に基づ<br>き、鳥取県西部広域行政管理組合議会（以下単に「議会」とい<br>う。）の委員会に <u>関し必要な事項を定めるもの</u> とする。 | 第1条  | この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号） <u>以下「法」</u><br><u>という。）</u> 第292条において準用する法第109条第9項の規定に基づ<br>き、鳥取県西部広域行政管理組合議会（以下単に「議会」とい<br>う。）の委員会に <u>関し必要な事項を定めるもの</u> とする。 |   |
| (議会運営委員会の設置) |   |  | (議会運営委員会の設置)   |  |   |
| 第3条          | <u>〔省略〕</u>   |  | 第3条  | <u>〔省略〕</u>  |   |
| 2            | 議会運営委員会の委員（以下「議会運営委員」という。）の定数<br>は、5人とする。   | 2  | 議会運営委員会の委員の定数は、5人とする。  |  |   |
| (特別委員会の設置)   |   |  | (特別委員会の設置)   |  |   |
| 第4条          | <u>〔省略〕</u>   |  | 第4条  | <u>〔省略〕</u>  |   |
| 2            | 特別委員会の委員（以下「特別委員」という。）の定数は、議会<br>の議決により定める。   | 2  | 特別委員会の委員の定数は、議会の議決により定める。  |  |   |
| (委員の選任)      |   |  | (委員の選任)  |  |   |
| 第5条          | 議員は、少なくとも一の常任委員会の委員（以下「常任委<br>員」という。）となるものとする。  | 第5条  | 議員は、少なくとも一の常任委員となるものとする。   |  |   |
| 2～6          | <u>〔省略〕</u>   | 2～6  | <u>〔省略〕</u>  |  |   |
| (秩序保持に関する措置) |   |  | (秩序保持に関する措置)   |  |   |
| 第21条         | 委員会において準用地方自治法、会議規則（準用地方自治法<br>第120条の規定により設けた会議規則をいう。第30条において同<br>じ。）又はこの条例に違反し、その他委員会の秩序を乱す委員があ  | 第21条   | 委員会において法、会議規則（法第292条において準用する<br>法第120条の規定により設けた会議規則をいう。第30条において同<br>じ。）又はこの条例に違反し、その他委員会の秩序を乱す委員があ |  |   |

るときは、委員長は、これを制止し、又は発言を取消しさせることができる。

2・3 [省略]

(公聴会開催の手続)

第22条 委員会が準用地方自治法第109条第5項において準用する地方自治法第115条の2第1項の公聴会（以下「公聴会」という。）を開こうとするときは、あらかじめ、議長の承認を受けなければならない。

2 [省略]

(意見を述べようとする者の申出)

第23条 [省略]

2 前項の規定にかかわらず、同項の規定による申出は、委員長が定めるところにより、委員長が定める電子情報処理組織（委員会又は委員長の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この項において同じ。）とその通知の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。第27条において同じ。）を使用する方法により行うことができる。

(代理人又は文書等による公述)

第27条 公述人は、代理人に意見を述べさせ、又は文書若しくは電子情報処理組織を使用する方法によりその意見を提示することはできない。ただし、委員会が特に許可をした場合は、この限りでない。

(参考人)

第28条 委員会は、準用地方自治法第109条第5項において準用する地方自治法第115条の2第2項の参考人（以下「参考人」という。）の出頭を求めようとするときは、議長を経なければならない。

2・3 [省略]

るときは、委員長は、これを制止し、又は発言を取消しさせることができる。

2・3 [省略]

(公聴会開催の手続)

第22条 委員会が法第292条において準用する法第109条第5項において準用する法第115条の2第1項の公聴会（以下「公聴会」という。）を開こうとするときは、あらかじめ、議長の承認を受けなければならない。

2 [省略]

(意見を述べようとする者の申出)

第23条 [省略]

[新設]

(代理人又は文書による公述)

第27条 公述人は、代理人に意見を述べさせ、又は文書でその意見を提示することはできない。ただし、委員会が特に許可をした場合は、この限りでない。

(参考人)

第28条 委員会は、法第292条において準用する法第109条第5項において準用する法第115条の2第2項の参考人（以下「参考人」という。）の出頭を求めようとするときは、議長を経なければならない。

2・3 [省略]

(記録)

第29条 [省略]

- 2 前項の記録は、議長が保管する。
- 3 第1項の規定にかかわらず、同項の規定による記録の作成は、議長が定めるところにより、当該記録に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。この場合にかかわらず、同項の規定による署名については、同項の規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であつて議長が定めるものをもつて代えることができる。

備考 表中の [ ] の記載は、注記である。

(記録)

第29条 [省略]

- 2 前項の記録は、電磁的記録によることができる。この場合における同項の署名については、法第123条第3項の規定を準用する。
- 3 前2項の記録は、議長が保管する。  
[新設]

[削除]

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

